

令和7年・8年度障がい者就労施設等届出書提出要領

本市の「物品の調達」及び「役務の発注」に関し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の適用を受けることを希望する事業者は、次により届出書を提出してください。

なお、提出された届出書は、各担当課が調達を行う際の事業者選定の参考としますが、発注等を確約するものではありません。

1 適用を受ける物品及び役務の種類

別紙「物品・役務分類コード一覧」のとおり。

※最大で5つまで、希望する品目の届け出を行うことができます。

※物品の製造及び役務の提供について、その主たる部分を自社（者）で履行できること。

2 届出者の要件

次のいずれかに該当する事業者であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等（市内に事業所・施設等がある事業者に限る。）
 - ・就労移行支援事業所
 - ・就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ・生活介護事業所
 - ・障がい者支援施設
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ・地域活動支援センター
 - ・障がい者作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業（市内に本社又は支店等がある企業に限る。）
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社
 - ・重度障がい者多数雇用事業所（※）
（※）重度障がい者多数雇用事業所の要件
 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障がい者等
 - ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（市内に自宅等がある者に限る。）
 - ・在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（援助業務の活動範囲が倉敷市を含む団体に限る。）

3 届出書を受理できない要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合
- (2) 届出書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合
- (3) 代表者又は役員等が暴力団員である場合

4 提出書類

別表「提出書類」のとおり。

（各種様式等は、障がい福祉課ホームページからダウンロード可能です。）

届出書は、「本社等契約の場合」と「受任者に契約締結権限を委任する場合」のそれぞれに記入例を用意していますので、参照のうえ、記入漏れ等のないように御注意ください。

5 提出方法

・受付期間

5月30日（金）までに御提出ください。ただし、その後も随時受付を行います。
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

・提出先

倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 本庁舎1階 障がい福祉課（13番窓口）

6 適用期間

届出内容については、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間適用します。届出内容に変更が生じたときは、変更届を提出してください。

7 問い合わせ先

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局社会福祉部障がい福祉課

TEL 086-426-3305

FAX 086-421-4411

ホームページアドレス

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1013736/1004426.html>

提出書類

(凡例 ○→必要 △→該当する場合に必要)				
番号	提出書類		写し	備考
1	倉敷市障がい者就労施設等届出書 (様式1)	○	不可	押印は不要です。
2	(1)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の認定書 (2)重度障がい者多数雇用事業所証明書 (3)在宅就労障がい者であることの確認書 (4)在宅就業支援団体として厚生労働大臣の登録を受けたことを証する書類	△ △ △ △	可 可 不可 可	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の場合は必要 重度障がい者多数雇用事業所の場合は必要 (最新年度のもの) ※証明書の請求手続きについては、最寄りのハローワークへお問い合わせください。 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者の場合は必要(様式2) 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体の場合は必要
3	登記事項証明書	△	可	法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人の場合のみ必要) ※証明年月日が令和7年2月1日以降のもの ※倉敷市から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による事業者指定を受けている事業所・施設や、運営経費に係る補助金の交付を受けている地域活動支援センター・障がい者作業所は、提出不要です。
4	債権者登録申出書	△	不可	新規届出者のみ必要(過去、本市への提出がある場合は不要。)